

# C'BON

To create and produce the beauty

証券コード 4926

## 第54期定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2019年6月24日(月曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時)

開催  
場所

東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン (六本木)  
ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議  
事項

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件



株式会社シーボン

企業理念

# 美を創造し、演出する



Home  
Care

ホームケア

+

Salon  
Care

サロンケア



私たちシーボンは、製販サービス一体の化粧品会社として、1966年に誕生しました。

お客様の肌に最後まで責任を持つ。

その思いから導き出した美肌への回答が、

「ホームケア+サロンケア」という独自のビューティシステムです。

高機能な化粧品（ホームケア）と、

プロによる定期的なアフターサービス（サロンケア）で素肌力を高めていく…。

私たちは、理想の肌を目指すお客様に寄り添い、

ともに歩み続けております。

## シーボンのサービス

### トライアル

- 肌チェック&カウンセリングに基づく化粧品のご提案
- アフターサービスを体験

### 製品ご購入

- ご購入金額に応じてビューティアップ・ポイントを付与

### アフターサービスを受ける

- 1ポイントで、サロンケアを1回無料で受けることができます



## 目次

### 私たちシーボンの事業内容

- 招集ご通知  
第54期定時株主総会招集ご通知…………… 3
- 株主総会参考書類  
第1号議案 定款一部変更の件…………… 5  
第2号議案 取締役7名選任の件…………… 7  
第3号議案 監査役1名選任の件…………… 13  
(提供書面)  
● 事業報告…………… 14  
● 連結計算書類…………… 32  
● 計算書類…………… 35  
● 監査報告…………… 38

株主各位

証券コード：4926

2019年6月3日

東京都港区六本木七丁目18番12号

**株式会社シーボン**

代表取締役兼  
執行役員社長

**金子 靖代**

## 第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 議決権行使のご案内

[株主総会にご出席いただける場合]



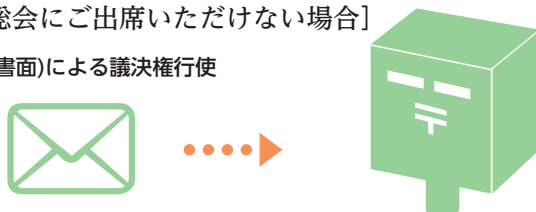
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

開催日時 2019年6月24日(月) 午前10時より

開催場所 東京ミッドタウン（六本木） ミッドタウン・イースト地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA

[株主総会にご出席いただけない場合]

● 郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

\*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 2019年6月21日(金) 午後6時必着

## 記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン（六本木） ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- |      |  |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第54期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第54期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役7名選任の件<br>第3号議案 監査役1名選任の件   |

## 4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会后、ハンドマッサージのご体験（抽選）及び美容ドリンクの試飲を行います。製品販売は行いません。

当社ウェブサイト ▶▶ <https://www.cbon.co.jp/company/>

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) インターネット開示についてよりわかりやすく表現を修正するものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第426条の規定による規定を新設するとともに、あわせて会社法427条の規定による責任限定契約の対象者を社外取締役から業務執行取締役等であるものを除く取締役に拡大するものであります。なお、第28条の規定の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
(参考書類等のインターネット開示) 第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を法務省令の定めるところにより、 <u>インターネットで開示することができる。</u>	(参考書類等のインターネット開示) 第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を法務省令の定めるところに従い、 <u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第19条～第27条 (条文省略)	第19条～第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第28条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
第29条～第34条 (条文省略)	第29条～第34条 (現行どおり)
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第35条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(<u>監査役 of 責任免除</u>) 第35条 当社は、<u>会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
第36条～第39条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い2名減員し、社外取締役4名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いぬづか まさひろ 犬塚 雅大	代表取締役会長兼執行役員	17/17回 (100%)	再任
2	みかみ なおこ 三上 直子	取締役副社長兼執行役員 管理本部担当	17/17回 (100%)	再任
3	さきやま かずひろ 崎山 一弘	取締役兼執行役員 営業本部担当	13/13回 (100%)	再任
4	かたやま としお 片山 利雄	社外取締役	17/17回 (100%)	再任 社外 独立
5	こばやし あきひこ 小林 明彦	社外取締役	17/17回 (100%)	再任 社外 独立
6	かどわき ひではる 門脇 英晴	社外取締役	12/13回 (92.3%)	再任 社外 独立
7	さい ますみ 崔 真淑	—	—	新任 社外 独立

(注) 崎山一弘氏及び門脇英晴氏の出席状況については、2018年6月22日就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

いぬ づか  
犬塚

まさ ひろ  
雅大

(1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 当社入社  
1978年 9月 当社美容部長  
1981年 9月 当社取締役営業部長  
1984年 9月 当社取締役副社長

1986年 7月 当社代表取締役社長  
2005年12月 当社代表取締役会長  
2019年 4月 当社代表取締役会長兼執行役員  
(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

み かみ  
三上

なお こ  
直子

(1961年3月12日生)

所有する当社の株式数 …………… 3,100株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月 味の素(株) 入社  
2007年 4月 武蔵野大学 客員教授  
2010年 1月 当社入社  
2011年 6月 当社執行役員 生産部担当

2012年 6月 当社取締役 生産部担当  
2013年 6月 当社取締役兼執行役員  
2017年 4月 当社管理本部担当 (現任)  
2017年 6月 当社常務取締役兼執行役員  
2019年 4月 当社取締役副社長兼執行役員 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、生産及び品質保証分野で豊富な経験を有し、生産や物流の効率化でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** <sup>さき やま</sup> 崎山 <sup>かず ひろ</sup> 一弘 (1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2005年 6月	当社取締役 営業本部 直販営業部担当
1985年 8月	(株)チサンレストラン 入社	2013年 6月	当社執行役員
1990年 1月	当社入社	2018年 6月	当社取締役兼執行役員 (現任)
2003年 2月	当社執行役員 営業本部直販営業部長	2018年 6月	当社営業本部担当 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、集客活動の効率化や教育体制強化の推進においてリーダーシップを発揮するなど、今後も豊富な経験と能力を活かし、営業部門を牽引されることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** <sup>かた やま</sup> 片山 <sup>とし お</sup> 利雄 (1950年1月6日生)

所有する当社の株式数 …………… 100株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1973年 8月	(株)日本染芸 (現 (株)ニッセン) 入社	2007年 6月	(株)ニッセンホールディングス 代表取締役社長
1981年12月	(株)ニッセン 取締役	2011年12月	同社代表取締役会長
1986年 3月	同社常務取締役	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
1999年11月	同社代表取締役専務		
2000年12月	同社代表取締役社長		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において4年間となります。

候補者番号

5

こばやし  
小林

あき ひこ  
明彦

(1952年11月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 100株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月	(株)三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行	2009年 1月	三菱UFJ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員
2001年 7月	三和インターナショナルファイナンス (現 MUFGセキュリティーズアジア) 社長	2010年 5月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 専務執行役員
2004年 5月	UFJつばさ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 執行役員	2013年 8月	akソリューションアドバイザー(株) 代表取締役
2004年 8月	同社常務執行役員	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)
2005年10月	三菱UFJ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員	2017年12月	(株)スポーツフィールド 社外取締役 (現任)
2006年 6月	同社常務取締役		
2007年 7月	米国三菱UFJ証券 (現 MUFGセキュリティーズアメリカ) 社長		

▶ 重要な兼職の状況

(株)スポーツフィールド 社外取締役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

長年に亘る国内外での経営経験と、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において2年間となります。

候補者番号 **6** <sup>かど わき</sup> **門脇** <sup>ひで はる</sup> **英晴** (1944年6月20日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

## ▶ 略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月	(株)三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行	2004年 6月	三井物産(株) 監査役
2001年 4月	(株)三井住友銀行 代表取締役専務 取締役兼専務執行役員	2004年 6月	(株)日本総合研究所 理事長
2002年12月	(株)三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役専務取締役	2007年 6月	三井化学(株) 監査役
2003年 6月	同社 代表取締役副社長	2008年 6月	(株)日本総合研究所 特別顧問・シニアフェロー (現任)
2003年 6月	相模鉄道(株) 監査役	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)
		2018年 6月	総合警備保障(株) 社外取締役 (現任)

## ▶ 重要な兼職の状況

総合警備保障(株) 社外取締役

## ▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 社外取締役候補者とした理由

豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において1年間となります。

候補者番号 **7** <sup>さい</sup> **崔** <sup>ま すみ</sup> **真淑** (1983年1月17日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

## ▶ 略歴、当社における地位及び担当

2008年 4月	大和証券エスエムビーシー(株) (現：大和証券(株)) 入社	2016年 4月	エイボン・プロダクツ(株) 社外取締役
2016年 3月	(株)グッド・ニュースアンドカンパ ニーズ 代表取締役 (現任)		

## ▶ 重要な兼職の状況

(株)グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役

## ▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 社外取締役候補者とした理由

コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的知識を有するとともに、政府機関や公的機関での多岐にわたる豊富な経験を有し、また、メディア活動を通して培われた知名度、情報拡散力及び人的ネットワークを当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2019年3月31日現在の状況であります。
2. 小林明彦氏は2019年6月25日開催予定の株式会社三ツ星第74期定時株主総会における取締役選任議案の社外取締役候補者であります。
3. 門脇英晴氏は2018年6月より総合警備保障株式会社の社外取締役に就任しております。同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社および当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではございません。
4. 崔真淑氏の戸籍上の氏名は山本真淑であります。
5. 片山利雄氏、小林明彦氏及び門脇英晴氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、崔真淑氏についても、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者としての独立性
- (1) 社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
- (2) 社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去5年間にも該当の事実はありません。
- (3) 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
- (4) 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
- (5) 社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
7. 当社は、片山利雄氏、小林明彦氏及び門脇英晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。また、崔真淑氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名のうち、中沢ひろみ氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なか ざわ

# 中沢ひろみ

(1964年9月10日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

### ▶ 略歴、当社における地位

1988年 4月	(株)三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行	1999年 4月	公認会計士登録
1995年10月	太陽監査法人 (現 太陽有限責任監査 法人) 入所	2012年 9月	日本電産(株) 入社
1998年 1月	太田昭和監査法人 (現 E Y新日本有 限責任監査法人) 入所	2013年 6月	当社常勤監査役
		2015年 6月	当社執行役員
		2017年 6月	当社常勤監査役 (現任)

### ▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 監査役候補者とした理由

当社の監査役及び執行役員としての経験と公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2019年3月31日現在の状況であります。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

##### ● 経済状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性等先行きは不透明な状況ではありますが、雇用・所得環境の改善を背景に、個人の消費マインドが持ち直す等緩やかな回復が続いております。

##### ● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当社は、「新たなシーボンへ革新と挑戦」を経営指針とする2018年3月期から2020年3月期までの中期経営計画を進行し、「新たなお客様の開拓」「現場力の向上」「より強いブランドへ」という3つの重点課題に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、人員体制の強化を図るほか、システムや研究開発に積極的な投資を行う等販売チャネル拡大に向けた経営体制づくりを進めてまいりました。また、“販売の質”の向上を図るため、肌カウンセリングシステム「ビューティログアドバイザー」の運用を開始し、製品や美容知識向上を図るための教育体制を強化する等顧客満足度の高いカウンセリングの提供に注力いたしました。

#### 当期の新製品

4月

4月 FWセット



5月

5月 SPA 04



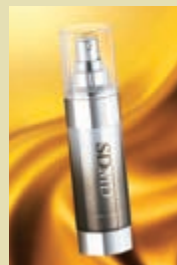
6月

6月 シーボン 赤い女神



7月

10月 シーボン  
スポットドライ MD



8月

10月 シーボン ホワイトスムージング  
エッセンス MDS



9月

10月 シーボン  
MEエッセンス MD



集客活動においては、集客効率のよいイベントの開拓に加え、新規顧客専任のフェイシャリスト※1やPRスタッフ※2の育成や教育体制を強化するとともに、交通広告やWeb広告、雑誌等への広告展開を強化しブランドイメージの浸透を図る等、集客活動全体の強化を図りました。既存顧客に対しては、2018年4月にリニューアルした公式アプリの運用を進め、サロン予約の簡略化や保有ポイントの確認等利便性の向上を図り、顧客とのつながりを深めてまいりました。

このような販売活動を実施した結果、集客活動の効率化は進んだものの、新規来店者数の減少等により既存顧客の継続数※3が伸び悩み、直営店舗における売上高は11,988,780千円（前年同期比1.6%減）となりました。

### ● 当期の業績

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高12,541,309千円となり、利益面においては、人件費の減少や経費効率の改善に努めつつ広告展開を強化したことにより、営業利益251,698千円、経常利益301,878千円、親会社株主に帰属する当期純利益139,657千円となりました。

なお、当社は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較については記載しておりません。

※1 フェイシャリスト：シーボンのフェイシャリストサロンで、顧客をサポートするために化粧品の販売や美容アドバイス、美顔マッサージ等を行う専門スタッフ

※2 PRスタッフ：イベント等集客活動において、シーボンのアフターサービスの仕組みの紹介や製品のサンプリング等を行うスタッフ

※3 継続数：1カ月に1回以上来店のあるお客様ののべ人数

10月

11月

12月

1月

2月

3月

11月 シーボン 美ボディサプリメント



11月 シーボン 葡萄美人



1月 フェイシャリスト  
BXマイクロアクティブト



11月 SPA 08



12月 シーボン 酵素美人一金





## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	12,541,309
経常利益 (千円)	301,878
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	139,657
1株当たり 当期純利益 (円)	33.81
総資産 (千円)	11,702,102
純資産 (千円)	9,486,014
1株当たり 純資産額 (円)	2,216.46
自己資本比率 (%)	81.0
自己資本当期 純利益率 (ROE) (%)	1.5

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第51期 (2016年3月期)	第52期 (2017年3月期)	第53期 (2018年3月期)	第54期 (2019年3月期)
売上高 (千円)	12,833,421	12,493,307	12,564,671	12,376,054
経常利益 (千円)	284,784	369,630	625,986	309,829
当期純利益 (千円)	104,452	176,273	384,639	146,048
1株当たり 当期純利益 (円)	25.83	43.14	93.93	35.36
総資産 (千円)	11,155,914	11,243,993	11,782,778	11,700,150
純資産 (千円)	8,802,646	8,874,440	9,220,614	9,516,588
1株当たり 純資産額 (円)	2,164.76	2,166.30	2,248.33	2,223.61
自己資本比率 (%)	78.8	78.9	78.2	81.3
自己資本当期 純利益率 (ROE) (%)	1.2	2.0	4.3	1.6

### 3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は292,737千円となりました。その主なものは当社における顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、1店舗を開設し、1店舗を移設したことなどであります。

なお、当連結会計年度における設備の除却損等は10,881千円であり、これは、主に当社の店舗の移設・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

### 4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

### 5. 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャフマック	17百万円	100%	醗酵食品の製造・販売
倩朋（上海）化粧品有限公司	80百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売

（注）非連結子会社であった株式会社ジャフマック及び倩朋（上海）化粧品有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

### 6. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

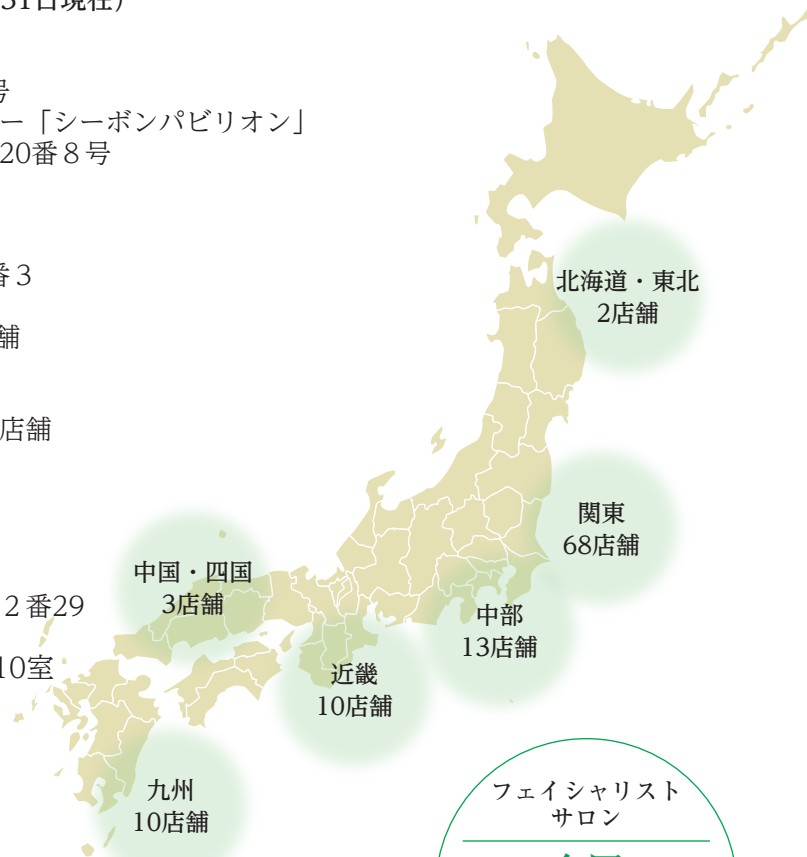
## 7. 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

## (1) 当社の主要な営業所

- ①本店  
東京都港区六本木七丁目18番12号
- ②メインオフィス・総合研修センター「シーボンパピリオン」  
神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号
- ③生産センター  
栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④研究開発センター  
栃木県河内郡上三川町多功2570番3
- ⑤直営店  
フェイシャリストサロン 106店舗  
ラグジュアリーサロン 1店舗  
(C'BON Queen's横浜)  
シーボンビューティオアシス 2店舗  
その他 1店舗
- ⑥集客拠点 2箇所

## (2) 子会社

- ①株式会社ジャフマック  
東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29
- ②倩朋（上海）化粧品有限公司  
上海市浦東新区張楊路158号1310室



生産センター

フェイシャリスト  
サロン全国  
106店舗

(2019年3月31日現在)



メインオフィス



## 8. 使用人の状況（2019年3月31日現在）

## ①企業集団の使用人数の状況

部門区分	使用人数（名）
本 社 部 門	163 (128)
直 販 営 業 部 門	853 (303)
生 産 部 門	53 (68)
そ の 他	8 (10)
合 計	1,077 (509)

(注) 1. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っていません。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

## ②当社の使用人の状況

	使用人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	85 (15)	43.2	13.3
女 性	984 (484)	35.5	9.0
合計又は平均	1,069 (499)	36.1	9.4

(注) 1. 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

## 9. 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 11. 対処すべき課題

今後の我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界経済の不確実性や政策の動向による影響が懸念されます。

このような状況の中、当社は、2018年3月期にスタートした「新たなシーボンへー革新と挑戦」を経営指針とする3カ年中期経営計画のもと、「新たなお客様の開拓」「現場力の向上」「より強いブランドへ」という3つの重点課題に取り組み、再成長を目指しております。

### ① 新たなお客様の開拓

新規顧客の獲得に向けて、引き続き効率的なイベントプロモーションを展開するだけでなく、Webマーケティングやブランドイメージ浸透を図る広告を強化し、集客しやすい環境整備と集客チャネルの多様化を推進してまいります。また、集客チャネルの多様化に伴い新規顧客に向けた販売戦略の見直し、幅広い顧客層への対応を図ってまいります。

さらに直営店以外の販売チャネルの開拓を進めるため積極的な投資を行い、再成長に向けて顧客との接点を拡大してまいります。

### ② 現場力の向上

当社のすべての価値を生み出す源泉は「人材」です。将来の成長を見据えた人材を確保するために採用の強化を図るとともに、働き続けやすい職場環境づくりに引き続き積極的に取り組んでまいります。特にライフステージに応じて働き方を変えざるを得ない女性社員にとって大きなキーワードとなる「働く時間」を含めた人事制度の見直しを行ってまいります。より働きやすい労働環境を整備することにより、定着率の向上等成長戦略実現に向けた人材基盤の強化を図るとともに、社員のロイヤルティを醸成し、質の高いサービスの提供へつなげてまいります。

### ③ より強いブランドへ

当社が、化粧品メーカーとして顧客満足度の高い製品を提供する技術力を磨くため、研究開発力の向上に注力してまいります。既存技術のブラッシュアップや研究開発環境を強化するとともに、大学等外部研究機関との連携を強化し、新規・既存製品やサービスへの活用を図ってまいります。

また、システム開発投資により、事業変化にスピーディーに対応するIT環境を整備してまいります。基幹システムを刷新し、業務効率の改善や全社の情報共有体制の高度化を推進するとともに、経営管理体制の強化やデジタルマーケティングへの対応へつなげ、生産性の向上と顧客満足度の向上を図ってまいります。

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,277,500株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は100株増加しております。

(3) 株主数 15,241名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.15%
シーボン従業員持株会	211	4.93
株式会社三菱UFJ銀行	120	2.80
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
望月暁一	81	1.90
金子靖代	74	1.73
藤井達夫	70	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	45	1.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	42	0.99

（注）1. 持株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（489株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 新株予約権等の状況

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年3月31日現在)

		第2回新株予約権
発行決議日		2013年7月18日取締役会決議
新株予約権の数		214個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり207,000円 (1株当たり2,070円)
権利行使期間		2015年8月1日から2022年7月31日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 214個 目的となる株式数 21,400株 保有者数 4人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
- ② 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 3. 会社役員の状況

## (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	犬塚雅大	—
代表取締役兼執行役員社長	金子靖代	—
常務取締役兼執行役員	諏佐貴紀	事業開発本部担当
常務取締役兼執行役員	三上直子	管理本部担当
取締役兼執行役員	崎山一弘	営業本部担当
取締役	片山利雄	—
取締役	村松邦子	株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 株式会社ヨコオ 社外取締役
取締役	小林明彦	株式会社スポーツフィールド 社外取締役
取締役	門脇英晴	総合警備保障株式会社 社外取締役
常勤監査役	中沢ひろみ	—
監査役	田畑千絵	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
監査役	辻さちえ	株式会社エスプラス 代表取締役 合同会社ビズサプリグループ 代表社員

- (注) 1. 取締役片山利雄氏、取締役村松邦子氏、取締役小林明彦氏及び取締役門脇英晴氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役田畑千絵氏及び監査役辻さちえ氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役中沢ひろみ氏及び監査役辻さちえ氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役片山利雄氏、取締役村松邦子氏、取締役小林明彦氏及び取締役門脇英晴氏、監査役田畑千絵氏及び監査役辻さちえ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 辻さちえ氏の戸籍上の氏名は上田さちえであります。  
 6. 2019年4月1日付で犬塚雅大氏は代表取締役会長から代表取締役会長兼執行役員に就任いたしました。  
 7. 2019年4月1日付で三上直子氏は常務取締役兼執行役員から取締役副社長兼執行役員に就任いたしました。  
 8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2019年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏名)	(当社における地位及び担当)
菅原桂子	執行役員 直販営業部担当
大亀雅彦	執行役員 海外事業部担当
窪田一郎	執行役員 管理部担当



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役片山利雄氏、取締役村松邦子氏、取締役小林明彦氏及び取締役門脇英晴氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役田畑千絵氏及び監査役辻さちえ氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4)	145百万円 (17)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	17百万円 (7)
合計 (うち社外役員)	12名 (6)	162百万円 (25)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記以外に、2006年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定金額は取締役1名で7百万円になっており、当該金額はすでに未払金として計上済みになっております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 村松邦子氏は、株式会社ウェルネス・システム研究所の代表取締役及び株式会社ヨコオの社外取締役であります。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 小林明彦氏は、株式会社スポーツフィールドの社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 門脇英晴氏は、総合警備保障株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社及び当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではございません。
- ・監査役 田畑千絵氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 辻さちえ氏は、株式会社エスプラスの代表取締役及び合同会社ビズサプリグループの代表社員であります。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	片山利雄	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役	村松邦子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と、コンプライアンス、CSR、ダイバーシティ推進に事業会社で長年取り組まれた経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役	小林明彦	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役	門脇英晴	2018年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

		活動状況
監査役	田畑千絵	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役	辻さちえ	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたします。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

### 3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

なお、2019年1月16日開催の取締役会決議により、内容を一部改定しており、下記は当該改定がなされた後のものです。主な改定点は次のとおりです。

「7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を追加致しました。

<業務の適正を確保するための体制>

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守しています。
- ② 取締役会の諮問機関として、代表取締役・社外取締役で構成される任意の「ガバナンス委員会」を設置し、経営陣の指名・報酬を含むガバナンス体制について審議を行うことで、より経営の透明性・公正性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として運用しています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しています。
- ④ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙しています。
- ⑤ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供しています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行っています。
- ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しています。
- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役及び執行役員の実務執行状況を監督しています。
- ② 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備しています。
- ③ 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定しています。
- ④ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置しています。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置します。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしています。

## 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席しています。
- ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しています。
- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告することとしています。
- ④ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしています。

## 7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社で定める「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を当社グループにも周知徹底させ、法令・定款・社会規範を遵守するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
- ② 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社の取締役又は監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社の主管部署は子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。
- ③ 当社グループ間における取引条件については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続きを定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保しております。
- ④ 当社グループは、「関係会社管理ガイドライン」に基づき、子会社の重要な業務執行に関する事項について、当社取締役会にて承認または報告を受けることとします。
- ⑤ 子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき定期的実施しています。監査は当社の内部監査課が行い、その業務全般に関する適正性を確保します。
- ⑥ 監査役は、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図ります。

## 8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務を執行する上で必要な費用は、会社は請求に応じて速やかに支払いをしています。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じています。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保しています。

## 10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の強化に努めています。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用しています。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重す企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としています。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

## 12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みとしては、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。取締役等に対してはコンプライアンス意識の醸成のための研修会を適宜実施しています。使用人に対しては教育担当部門が教育を行っています。
- ② 情報の保存及び管理体制に関する取組みとしては、情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。また、必要に応じて閲覧できるようにしています。廃棄の際には、溶解処理等によって再生不可能とする処分方法により廃棄しています。
- ③ リスク管理に関する取組みとしては、損失の危機管理は、リスク管理規程及び関連諸規程に基づき、リスク発生を未然に防止する諸施策を講じています。
- ④ グループガバナンス強化のため、関連子会社に当社から取締役及びその他の役職者等を派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、「関係会社ガイドライン」に基づき、経営状況を継続的に確認し、取締役会に報告しています。

## 4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。今後も株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、配当の継続に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2019年5月17日開催の取締役会において、1株につき20円と決議させていただきました。すでに2018年11月30日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2019年6月25日の予定としております。



連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	5,593,979	流動負債	1,740,647
現金及び預金	3,479,571	買掛金	104,243
受取手形及び売掛金	919,686	リース債務	833
商品及び製品	378,249	未払金	872,235
仕掛品	67,446	未払法人税等	85,422
原材料及び貯蔵品	459,655	ポイント引当金	490,979
その他	289,655	資産除去債務	4,374
貸倒引当金	△283	その他	182,559
固定資産	6,108,122	固定負債	475,440
有形固定資産	4,201,375	リース債務	1,180
建物及び構築物	2,455,810	資産除去債務	326,482
機械装置及び運搬具	140,394	その他	147,777
工具、器具及び備品	219,833	負債合計	2,216,087
土地	1,385,337	<b>純資産の部</b>	
無形固定資産	150,816	株主資本	9,262,340
投資その他の資産	1,755,929	資本金	480,746
投資有価証券	420,014	資本剰余金	364,646
繰延税金資産	258,673	利益剰余金	8,418,051
敷金及び保証金	831,991	自己株式	△1,104
その他	268,249	その他の包括利益累計額	217,492
貸倒引当金	△23,000	その他有価証券評価差額金	220,944
資産合計	11,702,102	為替換算調整勘定	△3,451
		新株予約権	6,180
		純資産合計	9,486,014
		負債純資産合計	11,702,102

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,541,309
売上原価		2,827,860
売上総利益		9,713,449
販売費及び一般管理費		9,461,750
営業利益		251,698
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,889	
受取家賃	30,289	
その他の	7,760	50,938
営業外費用		
支払利息	175	
社宅等解約損	484	
その他の	100	759
経常利益		301,878
特別利益		
固定資産売却益	890	
受取補償金	8,750	9,640
特別損失		
固定資産除却損	10,881	
減損損失	4,651	15,533
税金等調整前当期純利益		295,985
法人税、住民税及び事業税	66,744	
法人税等調整額	89,582	156,327
親会社株主に帰属する当期純利益		139,657

## 連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 期首残高	480,660	364,560	8,449,480	△359,699	8,935,002
当期変動額					
新株の発行	86	86			172
剰余金の配当			△171,087		△171,087
親会社株主に帰属する 当期純利益			139,657		139,657
自己株式の取得				△606	△606
自己株式の処分				359,201	359,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	86	86	△31,429	358,595	327,337
2019年3月31日 期末残高	480,746	364,646	8,418,051	△1,104	9,262,340

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日 期首残高	258,680	1,109	259,789	6,198	9,200,991
当期変動額					
新株の発行					172
剰余金の配当					△171,087
親会社株主に帰属する 当期純利益					139,657
自己株式の取得					△606
自己株式の処分					359,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△37,735	△4,561	△42,297	△18	△42,315
当期変動額合計	△37,735	△4,561	△42,297	△18	285,022
2019年3月31日 期末残高	220,944	-3,451	217,492	6,180	9,486,014

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,425,104	流動負債	1,709,266
現金及び預金	3,350,480	買掛金	88,595
売掛金	895,942	リース債務	833
商品及び製品	378,983	未払金	866,690
仕掛品	61,691	未払費用	96,102
原材料及び貯蔵品	450,548	未払法人税等	83,270
前払費用	120,778	前受金	4,315
その他	166,762	ポイント引当金	490,979
貸倒引当金	△83	資産除去債務	4,374
固定資産	6,275,045	その他	74,105
有形固定資産	4,171,234	固定負債	474,295
建物	2,264,450	リース債務	1,180
構築物	172,766	資産除去債務	325,624
機械及び装置	126,884	その他	147,490
車両運搬具	11,400	負債合計	2,183,561
工具、器具及び備品	217,178	純資産の部	
土地	1,378,554	株主資本	9,289,463
無形固定資産	150,547	資本金	480,746
ソフトウェア	56,971	資本剰余金	364,646
その他	93,576	資本準備金	364,646
投資その他の資産	1,953,262	利益剰余金	8,445,174
投資有価証券	420,014	利益準備金	37,758
関係会社株式	203,587	その他利益剰余金	8,407,416
長期前払費用	15,379	固定資産圧縮積立金	12,996
繰延税金資産	254,960	別途積立金	100,000
敷金及び保証金	829,585	繰越利益剰余金	8,294,419
その他	252,735	自己株式	△1,104
貸倒引当金	△23,000	評価・換算差額等	220,944
資産合計	11,700,150	その他有価証券評価差額金	220,944
		新株予約権	6,180
		純資産合計	9,516,588
		負債純資産合計	11,700,150

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,376,054
売上原価		2,728,394
売上総利益		9,647,660
販売費及び一般管理費		9,383,983
営業利益		263,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,875	
受取家賃	30,289	
その他の	3,530	46,695
営業外費用		
社宅等解約損	484	
その他の	58	542
経常利益		309,829
特別利益		
固定資産売却益	890	
受取補償金	8,750	9,640
特別損失		
固定資産除却損	10,881	
減損損失	4,651	15,533
税引前当期純利益		303,936
法人税、住民税及び事業税	64,592	
法人税等調整額	93,295	157,887
当期純利益		146,048

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2018年4月1日 期首残高	480,660	364,560	364,560	37,758	13,811	100,000	8,318,644	8,470,213	△359,699	8,955,735
当期変動額										
新株の発行	86	86	86							172
剰余金の配当							△171,087	△171,087		△171,087
固定資産圧縮積立金の取崩し					△814		814	-		-
当期純利益							146,048	146,048		146,048
自己株式の取得									△606	△606
自己株式の処分									359,201	359,201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	86	86	86	-	△814	-	△24,224	△25,039	358,595	333,728
2019年3月31日 期末残高	480,746	364,646	364,646	37,758	12,996	100,000	8,294,419	8,445,174	△1,104	9,289,463

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日 期首残高	258,680	258,680	6,198	9,220,614
当期変動額				
新株の発行				172
剰余金の配当				△171,087
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純利益				146,048
自己株式の取得				△606
自己株式の処分				359,201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△37,735	△37,735	△18	△37,753
当期変動額合計	△37,735	△37,735	△18	295,974
2019年3月31日 期末残高	220,944	220,944	6,180	9,516,588

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社シーボン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 敬子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社シーボン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 敬子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社シーボン 監査役会

常 勤 監 査 役 中 沢 ひろみ ㊟

監 査 役 田 畑 千 絵 ㊟  
( 社 外 監 査 役 )

監 査 役 辻 さちえ ㊟  
( 社 外 監 査 役 )

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会 会場ご案内図

日時

2019年6月24日（月曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

会場

東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン（六本木） ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール Hall A



## 最寄駅

- E** 都営大江戸線  
「六本木」駅  
地下8番出口より直結
- H** 東京メトロ日比谷線  
「六本木」駅  
地下通路を經由し、  
地下8番出口より直結
- C** 東京メトロ千代田線  
「乃木坂」駅  
3番出口より徒歩約3分
- N** 東京メトロ南北線  
「六本木一丁目」駅  
1番出口より徒歩約10分

## 1階 地上からお越しの場合



## 地下1階 地下からお越しの場合



地下1階 エントランス

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

この冊子は、環境に優しい  
植物油インキを使用して印刷  
しています



会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。